

平成19年 2 月宮崎県定例県議会
防災対策特別委員会会議録

平成19年 3 月 7 日

場 所 第 4 委員会室

平成19年3月7日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 委員会報告書について
 2. 委員長報告（案）について
 3. その他
-

出席委員（12人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹 （特別委員会担当）	矢野	雅博
議事課主査	隈元	淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の日程であります、お手元に配付の日程案のとおり、取り進めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。それでは、さっそく委員協議に入ります。

まず、委員会報告書についてであります。

委員会報告書につきましては、前回の委員会御協議いただきました「骨子」をもとに作成し、既に委員の皆様のご了解をいただいたところであります。

報告書は定例会最終日に議場にて他の2委員会の分と合冊して配付いたしますので、ご了承をお願いいたします。

次に、委員長報告（案）についてであります。資料1をご覧ください。

定例会最終日の本会議で行います委員長報告について、委員会報告書を要約した形で、報告案を作成いたしております。

なお、防災対策推進条例の審議経過、内容等につきましては、昨年9月の定例県議会におきまして既に報告をしておりますので、今回は、「防災・危機管理に関する諸対策」を中心に報告することといたしたいと思っております。

資料1をご覧いただきまして、御意見がございましたら、お願いをいたしたいと思っております。

○丸山委員 被災者に対する支援制度のあり方が今回骨格予算と言うことで、本格的には6月に肉付け予算で上がってくるということだったんですが、基金の規模とかも本来は特別委員会の中でもう少し詰めるといいますか、どれぐらいの規模が良いかというのも協議する時間が無かったので、今後の議会での継続案件という形でやって欲しいということと、平成17年の台風第14号被害で8億円以上の制度を作って見舞金

をやったんですけれども、その検証はどうだったのかも含めて今回、今後の課題として執行部の方には特別委員会の方から聞いていただくのもありがたいのかなというふうに思います。

○星原委員長 今、丸山委員からありましたが、これは被災者支援の問題でありまして、我々の委員会でも話も出たところではありますが、実質的にどのような形でということまでは話が煮詰まらなかったのかなと思います。特に、17年は今でたような形で支援があったわけですが、18年は無かったというようなこと等もありますし、今回の2月の骨格予算では細かいことは出ておりませんから、18年分の部分においては見送られるのではないかなという感じもしておりますから、我々の特別委員会は防災対策の特別委員会でありますので、その辺のところについて委員の皆様からもう少し何かあれば、聞かせていただいておりますので、報告には盛り込まなくても執行部に対して最終的にはこういう事であったと報告はしてもいいのかなと思います。

皆様方の御意見、そして今ありましたが、一昨年の検証がどうだったのか。8億円余の金の使われ方が有効な形で行われているとすれば、昨年の分にも同じような形でとも思いますし、逆にいろんな所から義援金等もくる関係で昨年は考えなかったのかどうか、そのあたりのところも我々も支援した部分についての検証はしておりませんので、その辺についても執行部に話を聞くかどうか皆さんの意見も聞いてそのことについては別な形でも対処したいと思います。いかがでしょうか。2点であります。

○水間委員 今の被災者支援の問題、確かに県議会で一定の方向付けをしながら意見書等も出しながら、当局もやらざるを得ないところまで来ているんですね。知事としては3億円の基金

でやりたいと。ただ、前段階で公的資金を8億円支援しました。

そして去年の問題としては、義援金のあり方です。結局、一昨年一律20万円支給する形になりましたが、去年は義援金がたくさんあつまりすぎて、義援金であるのでその地区のものに使わなければならない。平均すると被災世帯40万円を越えているという実態も出ているわけです。公的資金でやった方が少なくして義援金を集めた方が多かった。どこかで調整して公的資金と同じ一律で支援すべきではないかという意見もありながらも、災害の義援金だから皆さんに分配しなくてはならないという問題もある。民間でやった方が率が良くて公的の方が悪いとか、そこらあたりの問題の難しさがあると思います。

今回義援金もある部分は基金に積み立てができるような方法も考えながらの支援のあり方も検討していかないとそこに不公平感が出るということも考えられます。

○星原委員長 今出たのは、昨年の場合、義援金の方が多くて、個々の人たちの支援は義援金からのほうが多かったということです。県の支援がなかったから義援金が多かったのか、その辺はわかりませんが、今の意見はどちらかといえば基金の中に一旦入れて、床下だったらいくら、床上であつたらいくらと決めて、全てをプールして支援するといく形もいいかな、どうなのかなという部分であります。ただ一方では、被災された方は自分達にもらった義援金であるのにそれをプールするという形になるのかどうか。その辺をどう捉えていくかが難しいところであると思います。一律で良ければ一緒にやるのがよいと思いますが、一つのいい方法であるとは思いますが。

○徳重委員 市町村ですね、市町村単位でも、

それぞれそういう義援金等が集められたり、あるいは団体ですね、日赤団体、そういう公の団体ひっくるめて、これは平等かもしれません。市町村も平等かもしれません。市町村で災害を受けた人には。あるいは事業所、例えば旭化成のような大きな事業所が社員に対して義援金を送ったというようなことになってですね、一般の人はまったくいただかないで、社員の方は二重も三重ももらうという、これは仕方のないことかもしれないが、いろんなことが出てくるのかなと思うわけですよ。そこへんのところも今検証されているのかなと気になったところです。

○星原委員長 私、思うんですが、支援、義援、いろんな形があると思いますが、10号線を来ると高岡町というのはいつもつかるんですよ。そして、保険にも入ってるわけですよ。そして、毎回そういう形で、その位置にいる以上、多分内水でつかるわけですから、堤防が決壊してつかったというわけではなくて、内水でつかるところは、ある一定の量の雨が降れば、樋門を閉めれば浸水被害を受けるんですよ。そういう所も毎回基金の中から20万とか10万とかそういう支援をしていく形になるのかという部分もあろうかと思うんですが、我々委員会としてどこまで基金とか義援金なんかについてですね、今出たような意見を総合して報告書に盛り込むのか、あるいはもっと簡単にさらりと基金の創設ぐらいのところまで盛り込んで、こういう意見が出たということは報告するのか。そのへんについては委員の皆様どのようにお考えでしょうか。

○内村委員 この委員長報告にしてあるように被災者に対する支援制度の創設を求める、このぐらいにとどめておいて、災害というのはその都度違うわけですから、大きさも規模、それか

ら世帯数とか。だから、あまり深く委員会としては踏み込まない方が、委員会としてできる限度があると思うんですよ。基金とかの創設だけにとどめておいて、後の詳しいことは委員会としては踏み込まない方がいいんじゃないかと思います。ある程度の基準を作ることを求めるというぐらいの方がいいのではないかと私は思っています。都城市でも床上はいくら、床下はいくらとかもう決めてあるわけですから、各自治体でもそういうのがありますので、そういうことについては自治体がある程度線を引いていくと思いますので、県の条例としては踏み込まない方がいいんじゃないかなと私は思っています。

緊急な生活支援としてのあくまでも緊急制度であるということのを頭に置いた方がいいんじゃないかなと思います。

○星原委員長 今、御意見いただいたんですが、平成18年、昨年9月定例県議会において「被災者に対する支援制度の創設を求める決議」を行ったところでありまして、そういうことを求めた意見書も実際に出しております。ですから、今出たように中身については県と市町村の基金という話も知事が出しておりますから、先ほど徳重委員から出ましたが、市町村がどうかじゃなくて県全体なら全体の方が、ばらばらで隣の市はこれだけ出した、どれだけ多かった、一方は少なかったというのがありますよね。ですから、本当は県の積み立て、市町村の積み立てと、義援金は義援金であって、この程度だったらこういう感じというそういうことの方がすっきりするのかなと。でないと同じ県民で市町村ごとで競争させられてもいろんな問題がまた出てくるでしょうからね。そのへんのところぐらいは求めていいのかなと、一緒にした形でどうかということぐらいはですね。

○長友委員 やはり災害が局地的に起これば、そこに対する義援金がたくさん来たときにはそういう支援がたくさん受けられる。ところが、この前のように宮崎とか延岡とか広範囲でばあ一ときたときは、義援金がきても分配は少なくなると思うんですよ。

そういうこともありますんで、できればやはり県レベルとしては平等な感じでできるようなそういうものが妥当であろうし、それ以外の部分については基金という形でしておいてやった方が平等性はありますよね。同じ水害であればやっぱり同じですから、どこまでつかったときにはどういう被害が起こるといことは。どこの県下でも一緒ですから。そういうふうな感じはしますね

○星原委員長 浸水の床下、床上、あるいは物が地震とか台風とかで流され倒壊というような形、そういういくつかに基準を振っていくらと決めて、先ほど水間委員から出たように義援金も一緒にプールされれば同じ金額がいくということになる。だから今出たように少ないときにうばって集まって分配する、前のときみたいに9,000戸とかになると金は集まっても、配分したときにはないという部分もありますよね。だから、我々とすれば、できれば県の基金を積むのであれば、県と市町村と一緒に合作したのであれば、県全体でいくらというぐらいの方がいいんじゃないかぐらいの提案でいいのかなという気はするんですよね。すると市町村も分かりやすくいいんじゃないかなと。

基金になっておけば、煩雑な手続きを経ないで、基準が決まっていればそれにぽっとすぐに支援をしてやれるような感じでやらないと、手続きして1ヶ月後、2ヶ月後にもらうんじゃ、それじゃ意味がないと言われてしまうんですよ

ね。その辺をちょっと入れさせていただくかどうかかなというふうに思うんですが。ですから、今出たようね意見をコンパクトにした形で委員長報告に多少入れた方がいいのか、最後の委員会でこのような意見が出ましたということを経行部に対して申し入れておくのがいいのか、最終的にはどちらがいいかを皆さんの意見を聞いて、そのようにさせていただこうかと思います。

○徳重委員 これは台風や風水害、地震ということになっておりますが、火災も延焼というか全体がやられてしまうと。保険に入っている人がほとんどでしようが、保険に入っていない、住む家もなくなったというような人もかなり出てくるのかなと考えられないこともないという気がするんですよ。これは、どこかに入ってますかね。

○星原委員長 自然災害を火災まで見るかどうかは・・・。

○徳重委員 防災対策ということ、自然ということが書いてないからですね。防災と言うと、火災は入らないのかな。

○丸山委員 定義の中で、自然災害ということで入っておりますので、今回の場合は、火災というのは地震等があって再発したときのことかなと思いますけれども、今回の特別委員会の防災の中には、ちょっと違うんじゃないかなと思いますし、やはり自助という形がしっかり必要だと思えますね。ある程度保険等があれば、今回の火災に関してはちょっとそこまで公がやるべきことなのかなと私は思います。

○徳重委員 それは分かるんだけど、たまたま地震で火災が発生したと。

○星原委員長 いや、地震で発生した場合は入ります。

○徳重委員 いずれにしても、まったく予期し

ない、風が非常に強い日だったと。普通なら1軒で、延焼がないと。それがたまたま風が非常に強い日でやられたというようなこともないとは限らないわけですから。

○星原委員長 ただですね、徳重委員の言われるようなことだと、仮にタバコのポイ捨て山火事になった。これも災害を受けた人はどうなるのということまで範囲に入ってきますから、我々の今回の中では自然災害、要するに台風、暴風、地震、火山、竜巻まで入っての、そのぐらいにしておかないと失火という部分まで入ってくる可能性がある。要するにタバコポイ捨てから火事になるとか、天ぷら鍋から火事になって隣近所まで燃えていったとか、今のような話であれば入ってくる。そのようなものまで入れるというようなことになると、今度は他のものまで、失火だけでなく災害にあう人はいっぱい出てくると思うんですよ。災害の枠を広げすぎると電車の災害もあるかもしれないし。

今回の防災条例というのはやはり台風、水害、暴風による被害があったことから作ろうということにしておりますので、その点は広げすぎると非常にむずかしくなるのかなというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

あとは、どのような形で委員長報告に先ほど言われた基金のことでですね、やはり入れておいた方がいいのか、あるいはこういう意見がありましたということでした方がいいのか。

○丸山委員 委員長報告については、私はこれで別に構わないと思うんですけど、今回協議したことを執行部に今後の基金のあり方について、今の意見を踏まえて検討して欲しいということ、やはり皆さん共通しているのは公平で公正なものをやって欲しいということでしょうから、委員会としてはこういう意見がありますよとい

うことをお伝え願う程度でいいのかなというふうに思っています。

○星原委員長 では、それぞれ意見が出たことを要約しますと、要するに基金は作ること、そしてその基金を県と市町村で作るということ、そして義援金なら義援金まで入れた形で一緒に委員会として執行部に話をする。そういう形にしてプールした形の中から、床下ならいくら、床上なら、全壊なら、半壊ならという、そういう基準を決めて、いくらというふうに決めて、数日中に基金の中から支援するような形のもので最終的に委員会としてはそういう意見が出ましたので、その点を御理解いただいて、今後、基金づくりを進める上で、あるいは基準を作る上で進めて欲しいという、そういう形の申し入れをしておくということではよろしいですか。そして、委員長報告はこのままでということではいいですか。

○長友委員 所得制限があったと思うんですよ。ところが、所得制限があって、財力がある人はそれでいいんですけど、感情的にはですね、同じような災害を受けたのだから、いくら年収が800万円以上あると言っても同じような心情になれるわけですね。そのあたりも検討して欲しいですよ。

○星原委員長 そうですね。同じ県民として、所得の云々でというのも一方であると思うんですよ。見舞金という形であれば、被害を受けた人はみんな見舞をもらったという形の方が、基準が決まってしまうと、そこで上下20万でもらう人ともらえない人が出てきますから、災害に応じた中身で金額が決まるだけで、後は一律そういう数字にした方がいいんじゃないでしょうかという形でそれも一項入れておくということではよろしいでしょうか。

○丸山委員 それでいいと思うんですが、所得制限を決めてしまうと事務上の煩雑さが出てきて、先ほど委員長が言われたとおり、すぐお金が必要なときに来ないということもありますので、手続きについてもできるだけ簡素化するよというということも一つの手段として所得制限をなくすというのがあればすぐに分かると思いますので、そういうことで攻めていった方がいいと思います。

○星原委員長 私もそう思うんです。個人情報じゃないけれども、誰の収入がどれだけ、そうはいっているけれど他にまだ収入があるんじゃないかいろんな問題が出てきても困りますからね。だからそういうことはなくて、一律見舞金でそういう基金であれば困ったときにすぐに出せるような形の見舞にした方が分かりやすくいいのかなと思います。その件については、そのような形で申し入れをしておくということで、あとはこの委員長報告について、訂正なり挿入なり削除なり何かあれば、なければこのような形で報告させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

この形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それではそのように決定させていただきます。

次に、その他についてであります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、本日の委員会は、これで終了したいと思います。本日が本年度最後の委員会となりますので、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間副委員長始め、各位委員の皆様方にはご苦勞様でございました。県議会として初

めての議会側から出す条例ということで、昨年の9月に防災対策推進条例という形で可決をさせていただいたところでありまして、本当に私も委員会の求めたものが最終的に形になったと思うところでありまして。これは委員の皆様方が熱心に御協議していただいたり、調査等いろいろな声も聞かせていただいて、その中でいい条例ができたと思っております。今後も議会としてこのような県民のサイドに立った条例等も作っていくべきかなと思っておるところでもございます。

今回、松井委員にはいろいろ我々に御指導いただきました。今期で御勇退ということでありまして、御健康には十分お気をつけいただき、今後とも御指導いただければありがたいと思います。なお、私を含め、委員の皆様につきましては、今後忙しくなると思いますが、健康に留意されて、今後とも県政発展のために努力をいたしたいと思っております。

この1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○横田副委員長 1年間ご苦勞様でございました。副委員長という立場でこの席に座らせていただきましたが、ほとんど星原委員長にさせていただいたという感じでありまして、しっかりサポートできなかったということで、委員長には大変申し訳なかったと思っております。ただ、議員発議として初めての条例を作るときに副委員長という立場で携わらせていただいたことは、大変良かったと思っております。県民がいざというときに指針として活用していただけたらありがたいと思っております。1年間ありがとうございました。

○星原委員長 以上で、委員会を閉会します。委員の皆様におかれましては、1年間大変お疲

れさまでした。

ありがとうございました。

午前10時28分閉会